

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2021年1月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
1	ホームページリニューアルの公表、審議会等の公開の市報での周知、SDGsの広報は「東御市SDGs庁内推進指針」に立ち還ることについて	1 市ホームページのリニューアルについて「広聴事業に関する対応結果に関する情報」として公表することを提案	企画振興課	利用者にとって見やすく、情報の探しやすいホームページを目指すため、カテゴリー及び各ページの修正に関して、ホームページ担当者会議の会議事項として検討、精査し、リニューアルに至りました。これらの内容について、市報とうみ3月号及びホームページにおいて広報させていただきました。
		2 「東御市審議会等の会議の公表に関する要綱」に基づく審議会等の会議の公開について市報で周知を図ることを提案。		「東御市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づく審議会等の会議の公開につきましては、ホームページの「トビックス」において市民に周知してまいりました。更に周知を促すため、市報とうみ3月号において「東御市審議会等の会議の公開に関する要綱」及び会議等の予定、結果について掲載させていただきました。
		3 組織目的も含め「市民まちづくり会議」について広報することを提案		令和2年12月21日付2企第82-1号で回答しましたとおり、組織目的を明確化する規約の制定について2月24日開催の第5回市民まちづくり会議の議題とさせていただきます。ご提言の件につきましては、市民と協働のまちづくりを推進していくうえでも重要だと考えますので、市民まちづくり会議組織の規約の制定時期と合わせて検討してまいります。
		4 意見募集された計画についてSDGs目標に認知がされておらず、それぞれが計画に記載したという現状。SDGsを一次的・二次元的に認識するのではなく三次元で捉え、経済圏・社会圏・生物圏等の視点で「東御市SDGs庁内推進指針」6 東御市におけるSDGs指標と事務・事業の推進」に立ち還り企画振興課が広報することを提案。		「東御市SDGs庁内推進指針」に基づき、個別計画につきましては、計画策定・改定時にSDGsの要素を最大限反映して策定することとし、各課におきましてそれぞれの現状や課題、目指す姿等を踏まえる中で関係する17の目標との紐づけを行っています。SDGsを達成する上で、環境・社会・経済の三側面は不可分であり統合的に取組むものであり、ご提言のSDGsのウェディングケーキモデルは、17の目標の関連性の概念を明らかにした考え方の一つであります。市としましてもSDGsを推進するため、職員一人ひとりがより理解するための研修会を開催することはもとより、市民への普及啓発や情報発信する際、いただいたご提言を踏まえ、より理解が深まり関心が持っていたような広報に努めてまいります。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2021年1月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
2	性別による固定的役割分担等に係る方途、個人情報取扱ルールの提供について	<p>1</p> <p>①10月提言、クォーター制度等の提案について、東御市男女共同参加審議会への提案及び「それをもとに検討していきたい」と回答したのは地域づくり・移住定住支援室であることを確認することを提案。</p> <p>②クォーター制、サポーター制等の障害に関する区制度における報酬規程等が予想される。クォーター制等導入に向けて地域づくり・移住定住支援室が障害克服について研究することを提案。</p> <p>③令和2年第2回自治推進委員会(2)ア「令和3年度役員等の募集について」(2)-ア-a「福祉運営委員の選出について」(2)-ア-b「保健補導員の推薦について」における依頼では理解されない。令和3年自治推進委員会での提案に向けて男女共同参画推進条例及び基本計画の主旨、行政区において同条約及び計画に基づいていない選出が行われていることを示す付属資料の検討を提案</p> <p>2</p> <p>10月の提言において、地域づくり支援策として、個人情報取扱ルールのモデルを区及び自治会等に提案することを提案した。その後、祢津東町地区において個人情報取扱いルール等が整備されたのか確認できていない。具体的な個人情報取扱いルール等を示すことを提案しているものであり、個人情報取扱いルールモデルの検討及び提起を提案したい。</p>	<p>地域づくり・移住定住支援室 人権同和政策課</p> <p>地域づくり・移住定住支援室</p>	<p>①地域役員の男女比率の目標達成に向け、クォーター制等も含めた方策について、男女共同参画審議会にて継続的にご意見をいただき、検討していきたいと考えております。</p> <p>②現在のところクォーター制を導入する予定はございません。</p> <p>③自治推進委員会資料「保健補導員の推薦について」では前年度の男女比率の状況を掲載しております。また、「福祉運営委員の選出について」につきましても、男女比率の状況を掲載していただけるよう社会福祉協議会に依頼してまいります。</p> <p>個人情報の取扱については、引き続き個人情報の保護に関する法律の規定に沿った取り扱いを依頼してまいります。ルール化について区より相談があった場合は個別に対応いたします。</p>

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2021年1月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
3	復旧・復興状況の随時公表、業務継続計画<土砂災害洪水編>の策定、震災ハザードマップの公表について	①(主な事業の復旧・復興計画)海野宿護岸工事について市の見解を公表することを提案	建設課	①不具合事象については大変遺憾ではあるが、市の見解としては、国土交通省北陸地方整備局ホームページ上で公表されている改善計画書(概要版)のとおり、地元の意見等を反映し、住民が安心安全に暮らせるために、より良い工事を行い、早期の再施工及び復旧工事の完了を望みます。
		②長野市は「令和元年東日本台風災害対応検証報告書」を公表している。改めて新たな災害発生に備えた防災・減災のあり方の検証結果、対策を公表することを提案。	総務課	②市では、災害対応の検証結果を報告書にまとめ公表する考えはありません。東御市地域防災計画に準じ各活動班(各課等)の役割を果たすよう準備に万全を期すとともに、市民に対し災害への備えや避難行動について広報を継続していきます。
		③総括なく令和3年度第1回自治推進委員会で「自主防災組織の役割について」を提案したのか。検証による防災・減災対策及び市民全体の防災活動の取組について広報することを提案。	総務課	③災害時には地域における共助の取り組みが大変重要であることから、消防防災班の編成と活動推進について継続して依頼しています。市が行う防災・減災対策として市民と共有すべき点については担当課より説明等を行うとともに、市民の防災対策向上のため地域内の話し合いや訓練への参加・支援を行っていきます。
		①台風19号を振り返りタイムラインを策定したというが、震災と土砂災害・洪水の非常事態は異なり準用できない。被害想定が何通りも考えられる事業継続計画<土砂災害洪水編>の策定を提案。	総務課	①土砂災害や洪水は震災と異なり、気象情報を基に事前に職員の活動体制を敷き対策を講じておくことができるため、土砂災害・洪水タイムラインを活用した災害対応が有効であると考えます。発災時には震災編を準用し、市役所機能の被災状況に応じた対策をはじめ、災害応急対策、災害復旧・復興業務及び優先度の高い通常業務を行っていくこととしています。
		②新型コロナウイルス感染症関連情報サイトはフリーズしている。「東御市新型コロナウイルス等対策行動計画」及び「新型コロナウイルス等公表マニュアル(業務継続計画)」の市報とうみでの特集を提案。	健康保健課	②新型コロナウイルス感染症に関する情報は、国及び県の動向や新たに発出された情報等を注視しながら、適宜速やかに市民の皆様へ発信するよう努めているところですが、日々刻々と変わる状況に追いついていけない場面が生じることも事実です。広報担当部局とも情報共有を図りながら、引き続き適切な情報発信に努めてまいります。新型コロナウイルス等対策行動計画及び行動マニュアルの市報とうみでの特集につきましては、前回回答させていただいたとおりです。
		土砂災害・洪水ハザードマップの改訂ロードマップの公表について、見直しを行ったことなどを広報することを提案。	総務課	県が公表した想定最大規模(1,000年に1回程度の降雨)の浸水想定区域図を基にした洪水ハザードマップの改訂と指定避難所の見直しについて、市報とうみ3月号にてその内容を広報するとともに、改訂版ハザードマップを令和3年度市民カレンダーへ綴じこみ配布します。
		東御市震災ハザードマップ公表について「第3次長野県地震被害想定調査報告書」データ提供の了解を得て、「公表に向けて準備を進めている」と公表することを提案。	総務課	予てより提案をいただいていた本件につきまして、本年1月、市ホームページへ「大規模地震に備える」とし、市内における最大震度分布、予想される影響や被害について掲載を始めました。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2021年1月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
4	消防団会計の公開、自主防災組織活動マニュアル等の行政情報の公表による一般市民への提供について	1 令和2年度第2回自治推進委員会において消防団員損害保険に関連して、消防団間会計の公表意向が回答された。各消防団関係の公表を実施するよう提案。	総務課	自治推進委員会での意見として、消防団員福祉共済費を含む各区消防費の負担軽減を図るため市の消防団予算の増額に関する要望にあわせ、各分団の会計資料の開示ができるかとの質問であったと認識しています。各区から消防費を負担いただいている各部はもちろんのこと、各部を経由し間接的に負担金を受領する各分団にも管轄する区から消防会計について疑義が生じぬよう、各区の指示により丁寧な説明・報告を行うよう指導していることから、開示は可能であると回答しました。 なお、市として消防団各部等の会計を公表する考えはありません。また、各区会計の公開方法については各区の裁量により行われるべきと考えております。
		2 自主防災組織活動マニュアルを図書館に提供すること等で、一般市民に対する義務的・積極的に保有情報の提供に努めることを提案。	総務課	自主防災組織活動マニュアルにつきましては、区長を班長とする各区消防防災班の活動の充実を図ることを目的に作成し、区長には自治推進委員会にて配布し、区からの要望があれば必要数を追加配布しています。また、地区防災マップは、区長の呼びかけに区民が参集し、危険個所の洗い出し、一時避難場所や避難経路を検討し、地図上にまとめ地域内で共有するものです。いずれも利用する対象者が限られているため公表や図書館での保管についての考えはありませんが、市報とうみ3月号では、地区防災マップの作成とそれを活用した避難訓練の事例を紹介しています。
		3 地区防災マップを図書館に提供すること等で、一般市民に対する義務的・積極的に保有情報の提供に努めることを提案。	総務課	ご提案の通り、地域防災力の向上には多くの市民の理解が必要です。市内全域で地域特性に合った防災対策が進められるよう、特色ある事例の紹介や地域の話し合い及び訓練への参加・支援を続けていきます。
		4 自主防災組織と災害時支え合い台帳を図書館に提供すること等で、一般市民に対する義務的・積極的に保有情報の提供に努めることを提案。	総務課 福祉課	「災害時支えあい台帳」の作成・活用の手引き、個人情報の取扱ルールのモデル(実施要項)につきましては、東御市社会福祉協議会のホームページへ掲載し周知を行っているところでございます。 ご意見にあります、図書館に提供する件ですが、災害時に当該区内での支えあいを推進するために作成した個人情報を含む台帳であるため、一般市民に対して図書館等で開示することはできません。
5	区制度における性別による固定的役割分担等の改善にクォータ(quota)制及びエンパワメント策、事業者表彰について	①東御市男女共同参画推進会議等にevidenceとして、令和元年度「人権と暮らしについての意識調査報告書」「区三役・公民館長・協議委員女性参画状況」、特に「福祉運委員」「保健補導員」の状況を提案・解説することを提案。	地域づくり・移住定住支援室 人権同和政策課	①令和元年度「人権と暮らしについての意識調査報告書」の内容、区役員の女性参画状況については、男女共同参画推進会議等に説明したいと考えております。
		②「第5次男女共同参画基本計画」「第3分野地域における男女共同参画の推進」を提案・解説することを提案。	人権同和政策課	②「第3分野 地域における男女共同参画の推進」については、男女共同参画推進会議等で内容を説明して参りたいと考えております。
		③「やりやすい体制」「仕事内容も検討」など男女共同参画審議会会議録(2020.08.24)から性別による固定的役割分担等を解消する方策を提起することを提案。	人権同和政策課	③性別による固定的役割分担等を解消する方策については、男女共同参画審議会等で検討して参りたいと考えております。
2	東御市男女共同参画推進委員会調査活動等を広報に掲載することを提案。	人権同和政策課	男女共同参画推進委員会では、毎年2社程の市内事業所等を訪問し、男女共同参画等の取り組みについて市報で紹介しております。	

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2021年1月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
6	第3回改訂に併せ人権施策の基本方針・基本計画の体系化の整合性、第3回改訂に併せ「施策の展開」「事業計画」の整合性、事業評価の見直しを同審議会にて提案について	1 素案において「政策」「施策」「具体的な事業」「進捗管理指標」の体系化の整合性について東御市人権尊重のまちづくり審議会の意見を聴くことを提案。	人権同和政策課	東御市人権施策の基本方針・基本計画の改定にあたり、東御市人権尊重のまちづくり審議会を3回開催し、ご審議いただきました。なお、具体的な事業及び進捗管理につきましては、基本方針・基本計画に基づき、毎年度事業計画を立て、進捗状況等を審議会へ報告し、ご審議いただいております。
		2 「東御市人権施策の基本方針・基本計画の見直しについて」「見直しの方法(5)」について、同第3回改訂に併せ人権同和政策課が「年度事業実績」「評価」することを提案。		東御市人権施策の基本方針・基本計画は、関係部署と連携し策定しているため、年度事業実績及び評価については、現行どおりと考えております。
		3 「東御市人権施策の基本方針・基本計画の見直しについて」「見直しの方法(5)」について、第3回改訂に併せ人権同和政策課が「年度事業計画(事業名・内容)」の策定を行うことを提案。		2と同様、年度事業計画(事業名・内容)については、現行どおりと考えております。
		4 ①第3回改訂の見直しに併せ「施策の展開」「施策の方向」と「事業実績」「事業計画」の整合性について、同審議会において提示することを提案。 ②第3回改訂の見直しに併せ「事業実績」「評価」について「未実施」「一部未実施」「全て実施」を見直し、新基準指標をもって行うことを同審議会において提示することを提案。		①・②次期改定に向けて、今後検討してまいります。
7	役員選出のエンパワメントの策の提言、健康増進係からの検討の報告、公民館分館役員の男女別参画状況調査について	1 「やりやすい体制」「仕事内容も検討」など男女共同参画審議会会議録(2020.08.24)から性別による固定的役割分担等を解消する方策を具体的に提起することを提案。	人権同和政策課	性別による固定的役割分担等を解消する方策については、男女共同参画審議会等で検討して参りたいと考えております。
		2 保健補導員制度について ①「保健補導員の活動及び名称」を保健補導員理事会において進めているというが、行政区における選出はすでに終わっている。見直し無く検討を行うことは問題がある。東御市審議会等の会議の公開要綱に従い理事会議事録を公開することを提案。 ②「地域の健康づくり活動の充実を図るため保健補導員の活動及び名称について検討」した内容を東御市男女共同参画審議会、同男女共同参画推進委員会、同男女共同参画推進会議、同女性団体連絡会議、同男女共同参画行政推進会議について報告し、健康増進係と男女共同参画係の縦割りを打開することを提案。	健康保健課 人権同和政策課	①保健補導員理事会では、保健補導員の活動内容とその活動に見合った名称について学習を通じて検討しています。学習内容は、講師による保健補導員活動についての研修、研修を受けての気づきのグループワーク、情報交換等の健康づくりについての内容であり、回覧版「保健補導員の活動紹介」として市民の皆さんにお知らせをしています。保健補導員理事会の議事録は、以上の内容であるため、公開する予定はないものです。 ②以上でご説明したとおり、保健補導員理事会では健康づくりについての活動内容とそれに見合った名称について話し合っているものです。このため、ご提案の審議会に内容を報告する予定はございません。
		3 2企第53-7号、2企第82-7回答は「公民館分館役員の男女別参画状況調査を行うことに関して」男女共同参画係・健康増進係(公民館係ではない)が検討するとしたことを確認することを提案。公民館分館役員の男女共同参画状況調査を提案。	人権同和政策課	公民館分館役員の男女別参画状況調査を行うことに関しては、今後検討して参ります。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2021年1月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
8	日赤東御地区事業報告・決算書、協働募金配分計画について	<p>1</p> <p>日赤東御市地区及び東御市日赤奉仕団の事業報告・決算書について ①決算書「奉仕団育成費」として記載された67分団活動は事業報告で確認できない。100円から数万円との支出基準も市民感覚では疑問がたれる。分団活動紹介などを行い、各分団への活動助成金を透明にすることを提案。</p> <p>②地区交付額分の繰り越しが認められているとあるが、地区交付額の根拠は決算書説明で確認できない。地区交付額分の繰越額について、釈明することを提案。</p> <p>③繰越金超過額を更に次の日赤配備車の更新に向けた積立金として申請を検討しているという。車両購入計画及び事業費の改善について釈明することを提案。</p>	福祉課	<p>①各分団への助成金の基準については、例年6月に市民の皆さまにご協力いただいております日赤活動資金の募集において、各区でご協力いただいた日赤活動資金の金額の10%を活動助成金として各区の分団に交付しております。 また、ご提案いただいた分団活動の紹介については、今後の分団活動の活性化にも繋がるものと考えますので検討をさせていただきます。 なお、今年度の各区の分団活動については、新型コロナウイルスの影響により、思うような活動ができませんでしたが、今後のコロナ禍における奉仕団活動の支援についても、日赤東御市地区として検討を図りたいと考えております。</p> <p>②令和元年度日赤長野県支部から東御市地区への地区区分区交付額は739,000円(事務費328,000円、事業費411,000円)でしたが、交付基準について日赤長野県支部に確認したところ、日本赤十字社長野県支部地区区分区交付金交付要領に基づき次のように交付されております。「2 地区区分区交付金は、次に掲げる地区区分区事務費交付金(以下「事務費交付金」という。)と地区区分区事業費交付金(以下「事業費交付金」という。)の合計額とする。4 地区区分区等への事務費交付金の交付額は、地区区分区等における当該年度の社資募集実績額の10%以内とし、支部長が定めるものとする。5 地区区分区等への事業費交付金の交付額は、その年度における当該支部の一般社資収入と地区区分区等が募集した指定寄付金扱法人社資収入との合計額の10%以内とし、支部長が定めるものとする。」 また、繰越金についても、日本赤十字社長野県支部地区区分区交付金交付要領に「事業費交付金の一部を、災害時における被災者の救援及びその他緊急の経費に充当するための災害等資金積立金(以下「積立金」という。)として支部長の承認のもと資金を積み立てることができる。ただし、当年度期末における積立金在高は、当年度の交付額(事務費交付金及び事業費交付金の合計額)を超えてはならない。」との項目があり、日赤東御市地区の繰越金については、例年、災害等資金積立金として日本赤十字社長野県支部支部長に申請し、承認をいただいております。 また、限度額を超える繰越金についても、交付要領では「地域の実情により災害等資金積立金の限度額によりがたい特別の事情がある場合は、別途支部長の認める額を限度額する。」と記載されており、限度額を超える繰越金についても、別途、支部長に申請し承認を得ることで災害等資金積立金として認められているところです。 しかしながら、今後については、新型コロナウイルスの影響を踏まえた事業展開や予算の見直し等も必要と考えておりますので、今回のご提案事項も含めて検討を図りたいと考えております。</p> <p>③災害等資金積立金(繰越金)の超過額分については、今後の日赤配備車の更新を含めた災害等資金積立金として申請を検討しているところですが、ご指摘いただいた内容を含めて、日赤東御市地区として災害時に必要とされる備品や備蓄の整備、管理倉庫の整備等についても、日赤長野県支部の指導の下、幅広く検討を図りたいと考えております。</p>

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2021年1月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
		<p>共同募金配分計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東御市協働募金「審査委員会」において協議され「運営委員会」において議決されているprocessを周知・広報する個を提案</li> <li>・自分の街をよくするしくみを身近にするため「ありがとうメッセージ」等を広報することを提案</li> <li>・配分計画を策定する共募と配分を受ける社協が重複していることが問題となるので改善を提案</li> <li>・配分計画は共募理事会の議決で行われるべきことを提案。</li> </ul>	福祉課	<p>共同募金は、地域福祉の推進の為、事前に用途や目標額を定め、募金と配分に関する計画を立てて行われる募金であり、社会福祉法(第119条、第120条)において目標額や配分結果を公表することが義務づけられている募金です。</p> <p>市町村の配分計画及び募金目標額は、市町村共同募金委員会の審査委員会及び運営委員会において協議し、決定を行っております。より多くの市民の皆様へ、「じぶんの町を良くするしくみ。」として共同募金のしくみをご理解いただき、共同募金運動に参加いただくため、募金と配分の流れを明確にし、寄付者と活動者の思いが市民の皆様へ伝わりますよう、広報・周知に努めて参りたいと思います。</p> <p>ご提案をいただきました「ありがとうメッセージ」の広報・周知については、現在、長野県共同募金会のホームページで実施しておりますが、市町村共同募金委員会と連携し、更なる広報・周知に努めてまいります。</p> <p>また、長野県共同募金会の配分計画につきましては、市町村の共同募金委員会の運営委員会や、県共同募金会の配分委員会、理事会及び評議員会において協議、議決を行っております。共同募金の募金と配分に関する計画の策定、配分の決定などのプロセスがより透明性の高いものになりますよう、今後とも県共同募金会と市町村共同募金委員会が連携を深めて取り組んで参りたいと思います。</p>
9	提言への改善策検討会の実施、二酸化炭素濃度測定器の活用について	<p>1 安協東部部会への提言への改善へ検討会実施及び事務局は会計の知識など情報提供を行うことを提案</p> <p>2 環境対策が主導して二酸化炭素濃度計及び測定器の導入によって、会議等において喚起のタイミングの見える化することを提案。 「東御市内空間線量率調査」等において、導入した二酸化炭素濃度測定器を活用することを提案。</p>	生活環境課	<p>部会・支会の事業計画・予算、事業報告・決算の整合性については、安協東御部会、各支会の総会に向け、年度のまとめを行っていく中で、役員会等を通じて検討してまいります。</p> <p>また、会計手順等を含めた情報等についても、随時提供に努めてまいります。</p> <p>平成31年3月14日の「長野県大気常時監視体制検討委員会」での検討により、小諸局および上田局においてPM2.5値を測定する方向で進んでおり、県の予算が確保でき次第、随時追加されることを確認しております。</p> <p>現在、市では長野県が示す『信州版 新たな日常のすすめ』に基づき、換気をはじめとする感染防止対策について、市報や市ホームページ等で市民、事業者に対し呼び掛けていることから、新型コロナウイルス感染防止のための室内換気対策としての二酸化炭素濃度計および測定器の導入は考えておりません。</p> <p>なお、市内空間線量率調査は、環境省が示す『放射能濃度等測定方法ガイドライン(平成25年3月 第2版)』に準拠しています。</p>

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2021年1月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
10	情報タイトルの変更の徹底、行政情報の公表及び提供の推進の広報掲載、議会情報の進捗情報の具申について	1 情報のタイトル更新の徹底について ①審議会等会議結果(第2回審議会等)を新着情報とすることを徹底し、どの審議会結果が掲載することを提案したい。パブリックコメント結果の掲載において同様。 ②「新型コロナウイルス感染症関連情報」に関して表現を提案。	企画振興課	①審議会等会議結果については所管課でホームページを更新した際に、広報統計係へ連絡することで、新着情報への掲載漏れがないよう徹底してまいります。審議会等会議結果及びパブリックコメント結果について下記のとおり、どのように更新したのかわかるように掲載しておりますので、今後も新着情報を読んだ方が、一目でわかるよう工夫して掲載してまいります。 ②「新型コロナウイルス感染症関連情報」についても上記回答と同様、下記のとおり新着情報へ掲載することとさせていただきます。今後も徹底してまいります。
		2 2020年4月1日施行の「東御市行政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」及び「東御市審議会等の会議の公開に関する要綱」のトピックス扱い約束の実現及びロードマップを示すこと、市報とうみでの特集を提案。	企画振興課	審議会等の会議の公開につきましては、ホームページの注「トピックス」において市民に周知してまいりました。 更に周知を促すため、市報とうみ3月号において「東御市審議会等の会公開に関する要綱」及び会議等の予定、結果について掲載させていただきました。
		3 議会情報の新着情報扱いについて ①令和3年東御市3月定例会議日程、一般質問日程について新着情報掲載の実施を提案。 ②市議会の何が公開で非公開なのか市議会サイト等で公表することを議会事務局に具申されたとのことだが、実施するよう再度具申提言すること提案。	企画振興課	①議会日程等につきましても下記のとおり新着情報へ掲載させていただきました。今後も議会事務局と連携を図り、新着情報への掲載を徹底してまいります。 ②全員協議会にあつては市議会サイトにて、公開・非公開がわかるページを作成するよう再度、議会事務局に具申させていただきました。
11	千曲川本海野護岸工事不良	1 今回の手抜き工事の回復計画を今月中に示させてほしい。	建設課	改善計画書(概要版)は、2月8日付けで、国土交通省北陸地方整備局ホームページで公表されています。
		2 今回の工事完了が遅れた場合の海野宿を含めた東御市の経済損失を試算し、完了予定毎に更新してほしい。		公表されている改善計画書(概要版)において、「市道工事の工程には影響させない」と示されていますので、今回の事象による経済損失は無いと考えます。
		3 大林組の下にいて、実際の管理をした会社名、実際の施工を行って不良作業工事をした会社名を公表してほしい。		国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所が発注した工事の受注者が大林組と認識しておりますが、下請等について市では把握しておりません。
		4 施行者・下請け・関連した子・孫請けまで全てに東御市内の今後2～4年の発注禁止、入札権利停止を禁止してほしい。	建設課 総務課	東御市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱に基づき、判断してまいります。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2021年1月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
12	図書館について	<p>下記を要望</p> <p>①北御牧支所に図書館返却ポストの設置</p> <p>②北御牧支所にて、予約図書の受け渡しができる仕組みづくり</p> <p>③移動図書館者にて、本の返却、予約図書の受け渡しができる仕組みづくり</p>	生涯学習課	<p>①北御牧支所への返却ポスト設置は、利用頻度、本の回収・回送のコストを考えますと設置は適当でないと考えております。現在、返却ポストは市立図書館の2箇所の入り口に常設され、24時間利用できます。また③で回答させていただきますが、移動図書館車をご利用いただければと思います。</p> <p>②本の貸出返却は図書館独自のシステムを利用して管理しております。北御牧小学校、北御牧中学校には図書館システムが導入されており、北御牧地域の子どもは学校図書館を経由して市立図書館の本の取り寄せ、利用ができています。北御牧支所には図書館システムのネットワークがありませんので、③で回答させていただき移動図書館車での利用をお願いします。</p> <p>③移動図書館車にて、本の返却、予約図書の受け渡しができる仕組みづくりについて</p> <p>移動図書館車は毎月1回北御牧支所にも運行しています。移動図書館車では本を借りるだけでなく、市立図書館で借りた本の返却や予約図書の受け渡し業務も行っております。</p> <p>利用者様から相談を受けて読書傾向に合わせて司書がお勧め本を紹介する場合もあり、好評いただいております。ぜひ移動図書館車をご利用ください。</p>